

みんなで**磐井川**と**まちづくり**を考えよう
～ 川でつながる ひと・まち・未来～

かわまちづくり について



水辺は都市の魅力

世界の大都市では、都市を代表する河川と周辺の街並みが一体となった美しく風格のある空間を形成してきました。



プリンス運河(オランダ)



ヤラ川(オーストラリア)



ニューハウ運河(デンマーク)



ライン川(ドイツ)



セーヌ川(フランス)



セーヌ川の「パリ・プラーージュ」(フランス)

ミズベリングプロジェクト

かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を創造していくプロジェクト。水辺に興味を持つ市民や企業、そして行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と、新しい賑わいを生み出すムーブメントをつぎつぎと起こしていきます。

(出典：国土交通省資料)

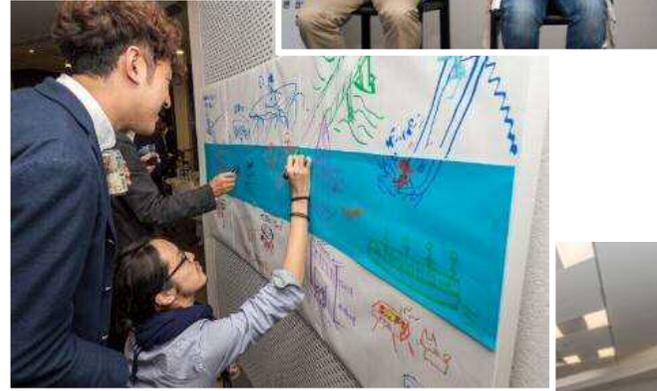
※ミズベリングは「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+ING(進行形)」の造語。



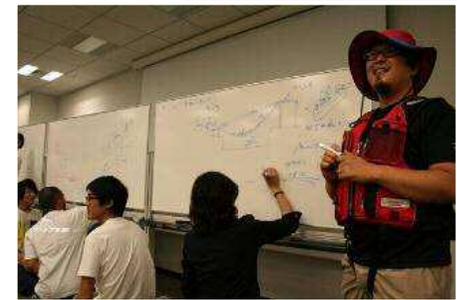
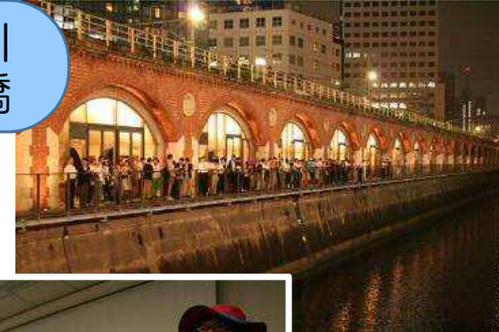
全国会議



多摩川
二子玉川



神田川
万世橋



東京会議

ニコタマ会議

万世橋会議

プレゼン行きます!

取材いきます!

相談のります!

イベント計画
します!

水辺のアクションがもっと増えれば、 みんなのまちはもっともっと輝くはずだ。

水辺の未来を考える人たちが出会えば、たくさんのアイデアとアクションが生まれる。
そして水辺から新しい街づくりが始まる。

ミズベリング、それは水辺の未来を創る人が集い、共に動き出すためのプロジェクト。
市民、企業、行政がひとつになって水辺の未来に向かってここから動き出そう。



ミズベリング、5つのアクション

水辺のアクションをみんなで起こせば、日本のまちはもっともっと輝くはずだ。

つなごう

「水辺の未来」を
考える人がつながれば、
大きなムーブメントが
始まるはずだ。

かたろう

「水辺の可能性」を
みんなで掘れば、
思いも寄らないアイデアが
浮かぶはずだ。

ためそう

「水辺でのチャレンジ」が
増えていけば、
世の中はもっと水辺に
注目するはずだ。

つくろう

「水辺を通した街づくり」が
進めば、
日本の街は世界がうらやむ
街になるはずだ。

育てよう

「水辺での暮らし」を
みんなで育てていけば、
人生はもっと豊かに
なるはずだ。

河川は公共のものであり、原則として誰でも自由に利用することができます。これを河川の「自由使用」といいます。（例：散歩、サイクリングなど）

しかしながら、何でも自由に利用できるというわけではありません。

他の利用者の迷惑にならないようマナーを守ることはもちろん、次のようなケースは、河川法に基づき利用が制限される（河川管理者の許可が必要となる）ことがあります。

河川法で制限されている行為

河川管理者
(国、県など)

河川法では、国土の保全・開発、公共の安全や福祉の増進のため、河川を総合的に管理することにより、

- ・洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止されること 【治水】
- ・河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されること 【利水】
- ・河川環境の整備と保全がされること 【環境】

を目的としています。

このため、この目的を達成するために支障となる恐れがある以下の行為について制限があります。

【河川法で禁止又は制限される行為の例】

- ・河川の流水を占有(取水)すること（河川法第23条）
- ・河川の土地を占有すること（河川法第24条）
- ・河川の土石、砂などの産出物を採取すること（河川法第25条）
- ・河川区域内の土地に工作物を新築、改築、又は除却すること（河川法第26条）
- ・河川区域内の土地を掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること（河川法第27条）
- ・河川にごみを捨てたり、汚水を流すこと（河川法第29条）

ことば

【占有(せんよう)】
独占して使用すること。
特に、法的に河川・道路などを
占拠して使用すること。

地域の景観、歴史、文化及び観光などの「資源」や、地域の創意としての「知恵」を活かして、河川管理者、地方公共団体、地元住民などが連携し、河川や水辺の整備・利用を推進し「まち」と「水辺」が一体となった良好な空間を形成する取り組みです。

（出典：国土交通省資料）

推進主体

市町村、河川管理者、市町村を構成員に含む協議会

実施の流れ

1. 推進主体が「かわまちづくり計画」を作成

（計画の内容）

- ・水辺とまちづくりに関する基本方針
- ・河川管理者による支援の内容

（ソフト支援）

地域の提案・発想の実現に向けた助言
全国の取り組み事例等の情報提供
河川利用（占用など）に関する支援

（ハード支援）

河川管理施設の整備

- ・その他

2. 「かわまちづくり」支援制度への登録

- ・市町村長等が申請し、国土交通省が認定

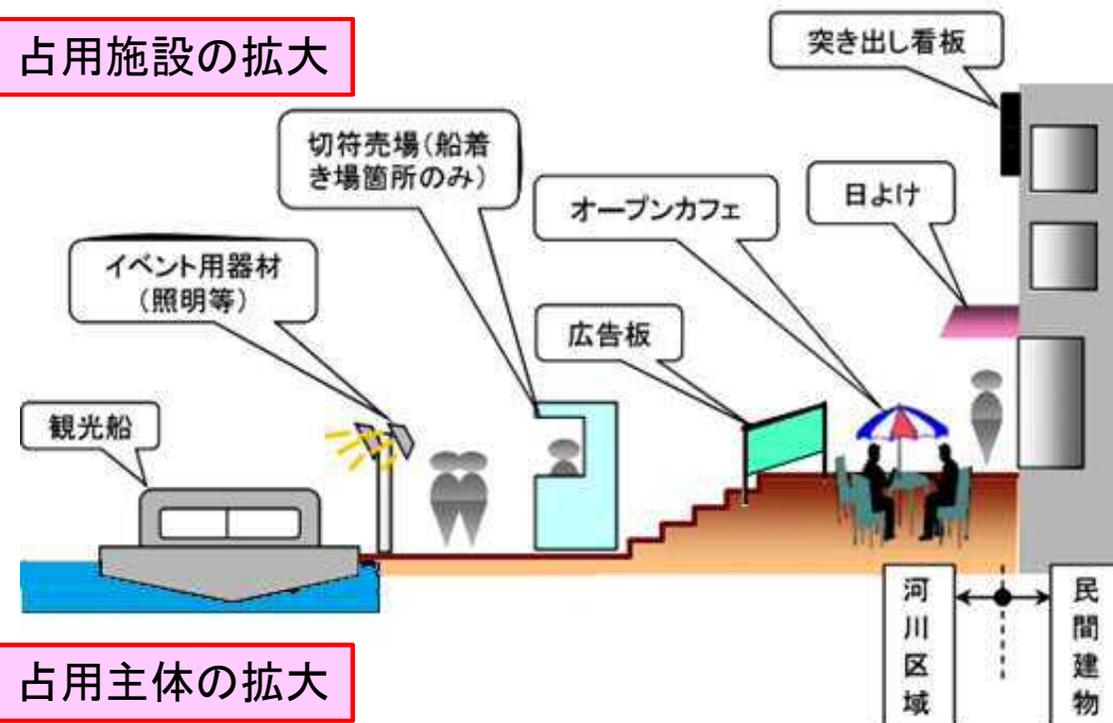
3. 「かわまちづくり計画」の実行

- ・水辺と周辺地域の魅力向上
- ・良好な空間保全のための維持管理
- ・計画内容の検証、見直し（フォローアップ）

河川空間のオープン化（H23年度から本格化）

河川空間の利用に対する市民の機運の高まりを受けて、河川の占用施設、占用主体が緩和されました。

占用施設の拡大



占用主体の拡大

- ・公的主体
- ・協議会等で適切と認められた民間事業者 など

川辺に遊歩道やオープンカフェ、船着き場などができると、市民や観光客が集まり、街の中に憩いや賑わいの空間が生まれます。

(出典：国土交通省資料)



道頓堀川（大阪市）



隅田川（台東区）



京橋川（広島市）

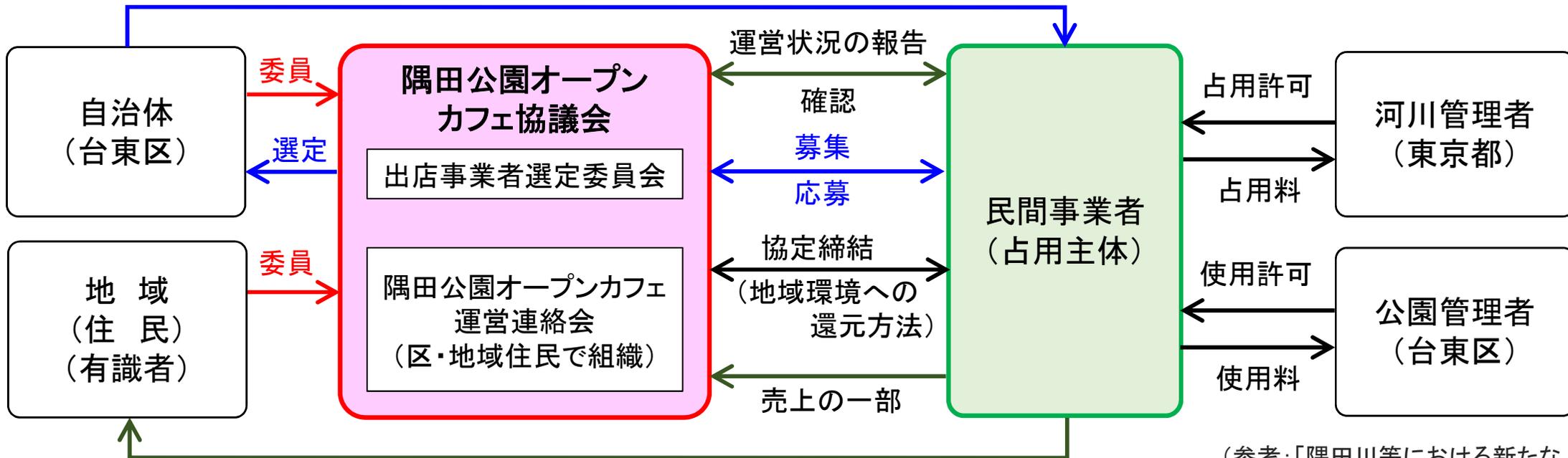


平野川（山形県長井市）



事業スキーム

事業者の決定



地域環境への還元 (利用区域内の維持管理、良好な水辺空間の保全・創出)

(参考:「隅田川等における新たな水辺整備のあり方」報告書)

チェリーロードまつり



稚魚の放流



早朝ランニング



一ノ関駅周辺の航空写真 (出典: Yahoo!地図)

吸川をきれいにする会



(出典: 岩手県HP)

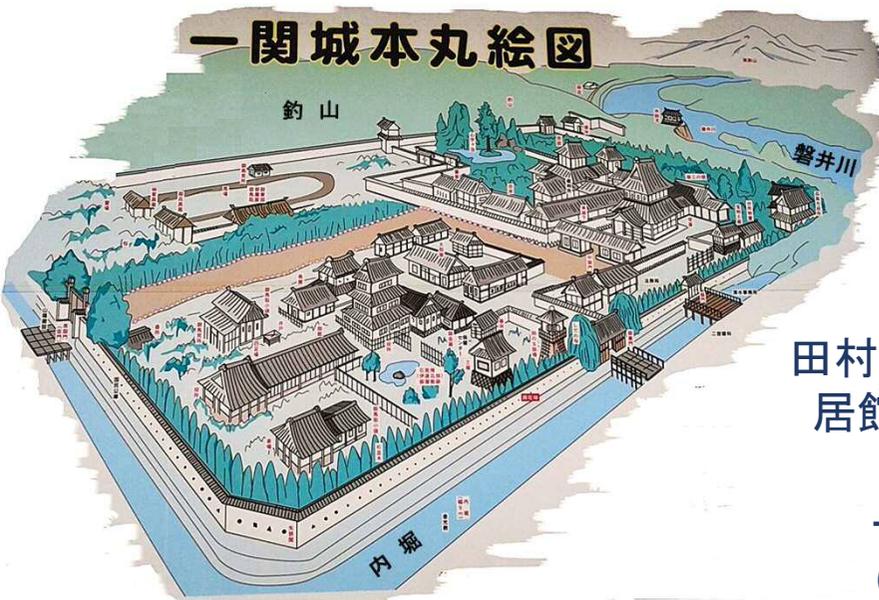


約150年前の一関藩城下町 ～掘割の町並み～

明治初期に描かれた一関藩士の屋敷割絵図です。

藩主田村氏の居館を囲むように重臣、中下級藩士の住居が配置されていました。五間堀を境に、内家中、外家中と呼ばれていたそうです。

奥州街道
磐井川橋(大橋)



田村藩政初期の一関城イメージ図
(出典: (社)一関青年会議所)

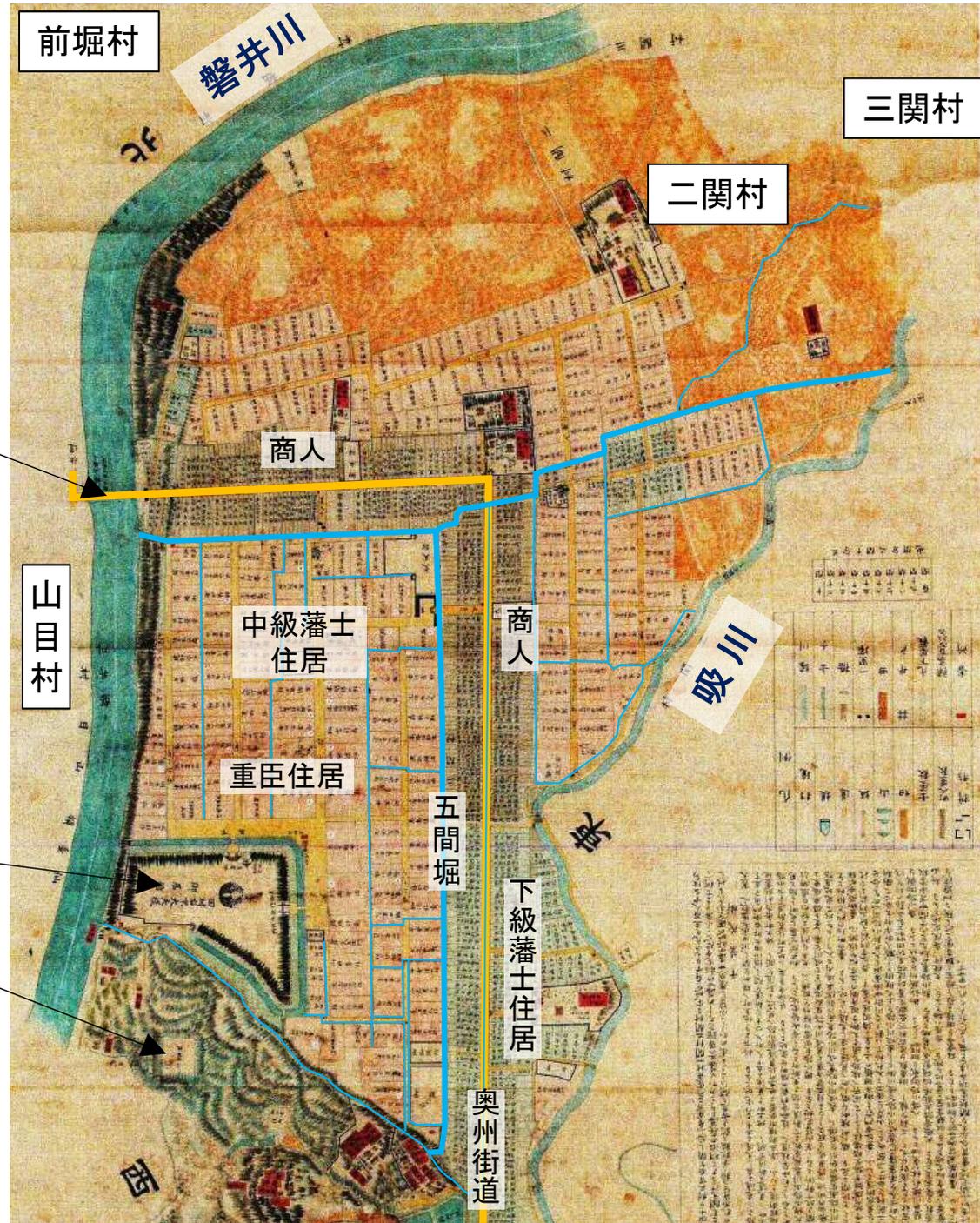
田村家
居館

一関城
(釣山)

一関旧絵図

【慶応年間1865～1868】

(出典: 一関市博物館 第21回企画展「系譜」)



前堀村

磐井川

三関村

二関村

商人

山目村

中級藩士
住居

商人

取川

重臣住居

五間堀

下級藩士住居

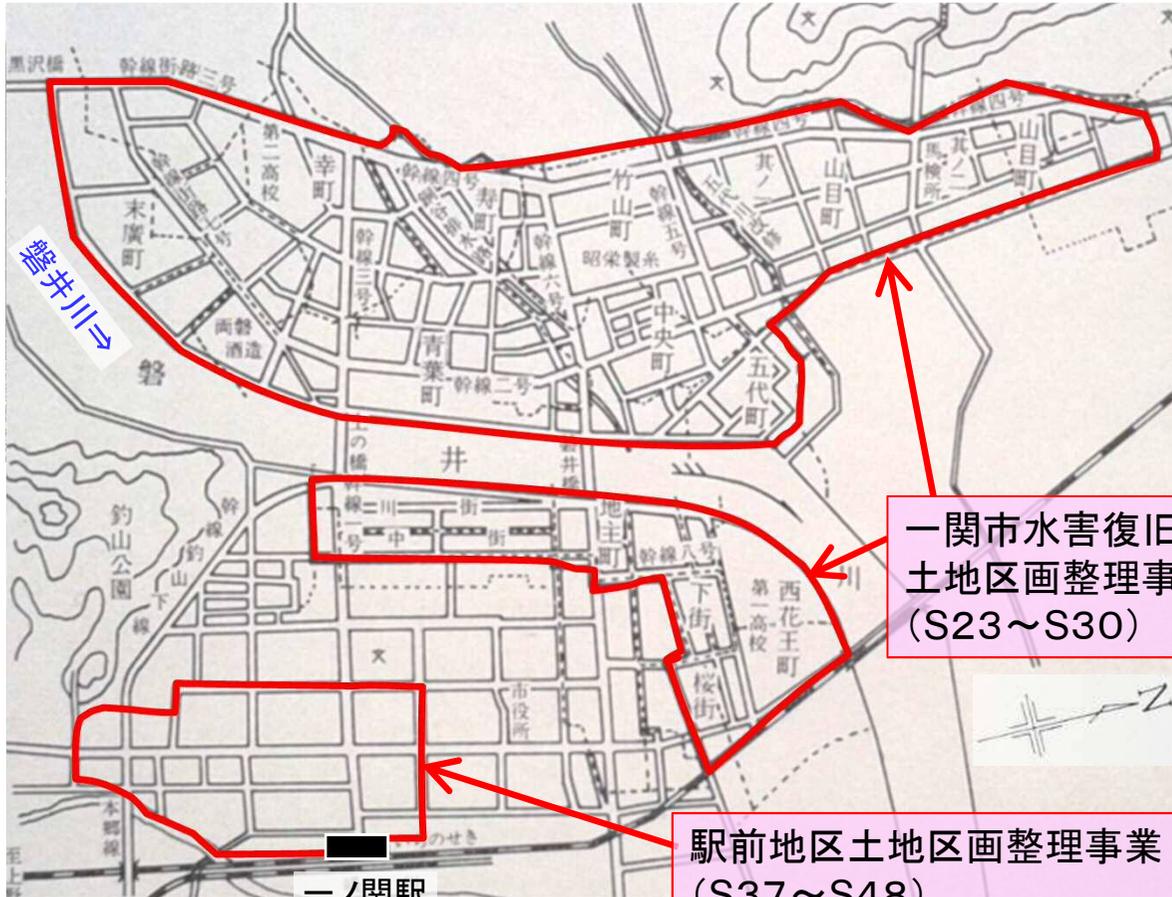
奥州街道

S22 カスリン台風による被害

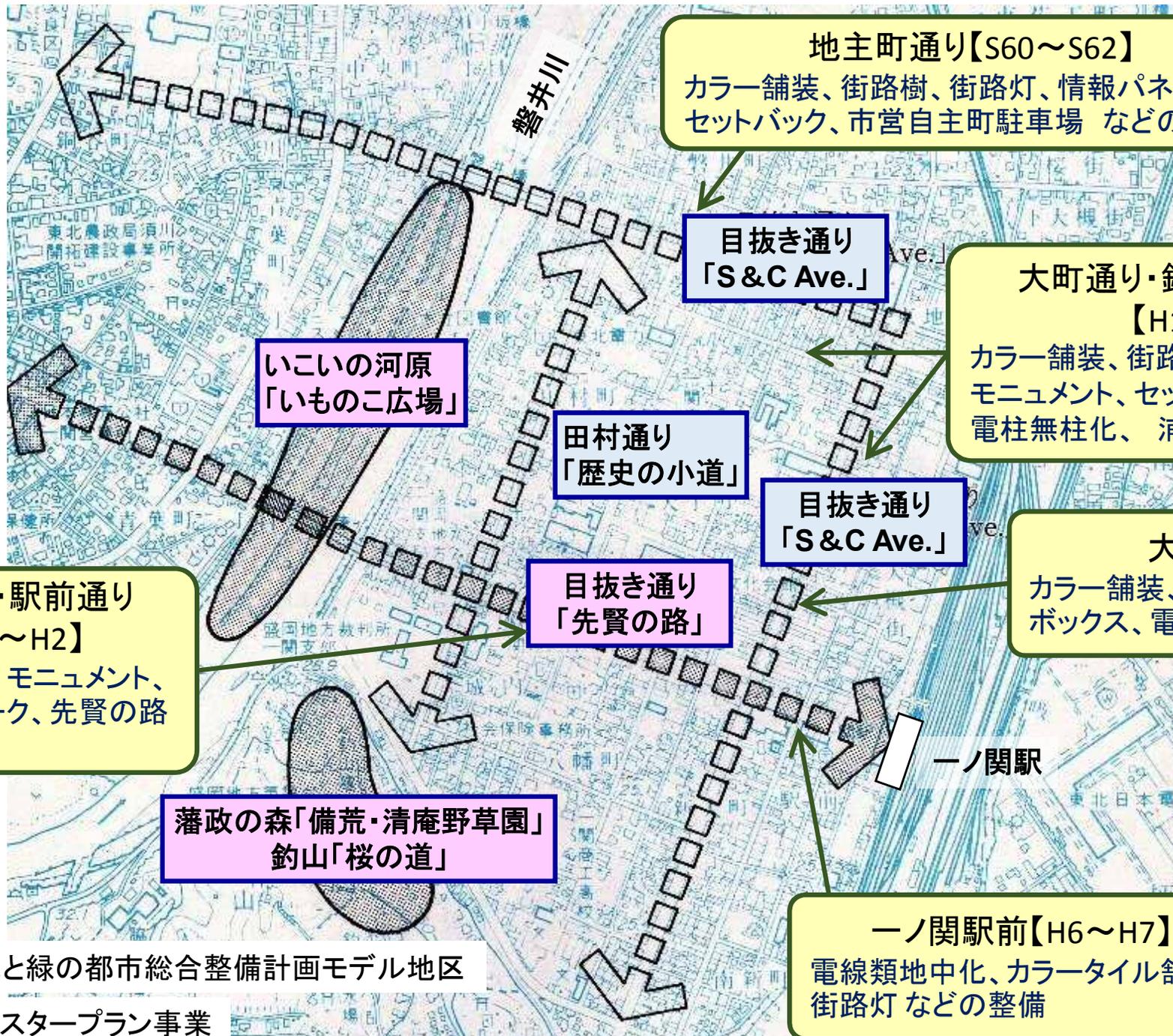


※一ノ関駅はS45年に現在の駅舎に改築

S23 アイオン台風による被害



(出典:
写真記録集一関の年輪Ⅱ、
一関市の歴史(下)、
一関・両磐今昔写真帖)



地主町通り【S60～S62】
カラー舗装、街路樹、街路灯、情報パネル、セツバック、市営自主町駐車場 などの整備

目抜き通り「S&C Ave.」

大町通り・錦町水天宮通り【H1～H4】
カラー舗装、街路樹、街路灯、モニュメント、セツバック、電柱無柱化、浦島公園 などの整備

いこいの河原「いものこ広場」

田村通り「歴史の小道」

目抜き通り「S&C Ave.」

大町通り【H4】
カラー舗装、街路灯、街路樹、セツボックス、電柱無柱化 などの整備

上の橋・駅前通り【H1～H2】
カラー舗装、モニュメント、ポケットパーク、先賢の路 などの整備

目抜き通り「先賢の路」

**藩政の森「備荒・清庵野草園」
釣山「桜の道」**

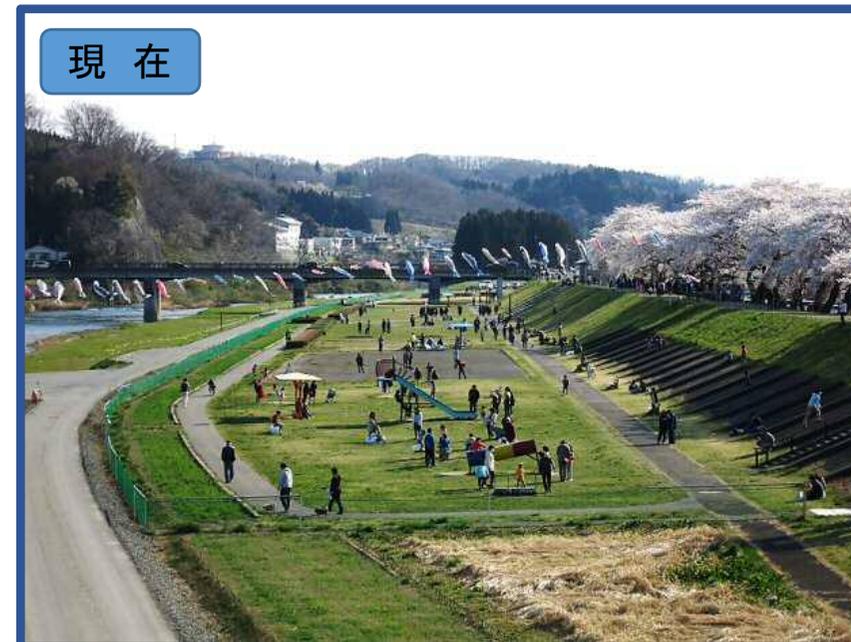
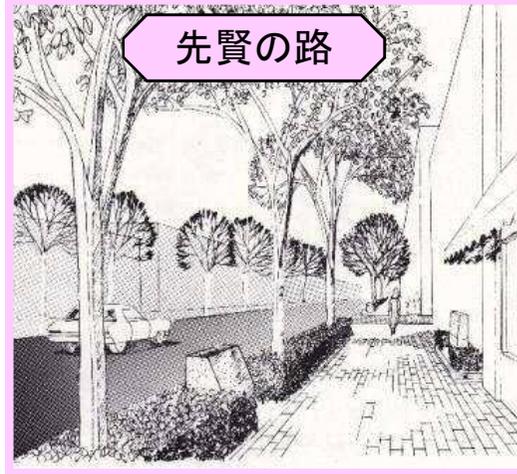
一ノ関駅前【H6～H7】
電線類地中化、カラータイル舗装、街路灯 などの整備

 …花と緑の都市総合整備計画モデル地区
 …マスタープラン事業

花と緑の都市総合整備計画でのイメージ

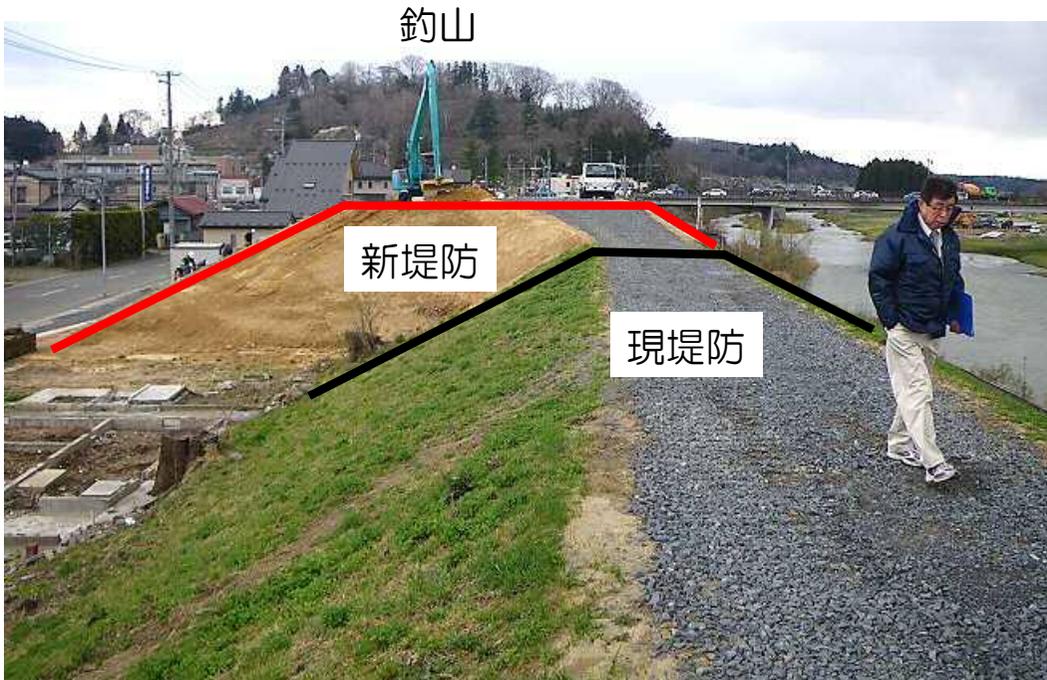
「歴史とやすらぎ」を体現した最もシンボリックな空間とし、「時の太鼓」のやぐらを模したモニュメントのある休憩スペース、先賢のレリーフのある歩行者空間などを整備

市民が親しみを感じ、市のシンボルとして誇ることができるような環境を整備



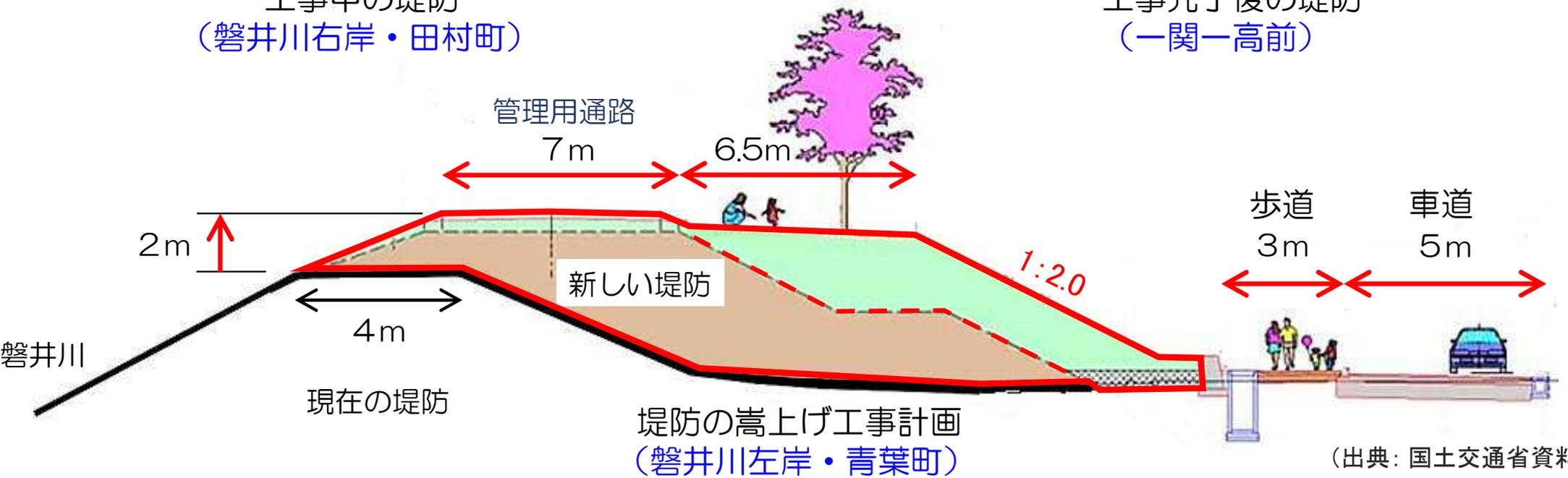
現在の堤防では、再びカスリン台風と同じような大洪水が起きたとき、市街地を守ることができません。このため、北上川上流のダム群や一関遊水地の整備と合わせて、磐井川の堤防を高くする工事が進められています。





工事中の堤防
(磐井川右岸・田村町)

工事完了後の堤防
(一関一高前)



もう動き出しています！ ～ 磐井川を活かしたまちづくり ～ 16

磐井川まちづくりサロンは、磐井川を中心とした活力と魅力ある未来へのまちづくりに取り組んでいます。これまで、ワークショップの開催、磐井川堤防でのカフェ、街並を見て回るウォーキングなどに取り組んでいます。



ワークショップの様子



お花見での一日茶屋 One Day Cafe



かわまちウォーキング



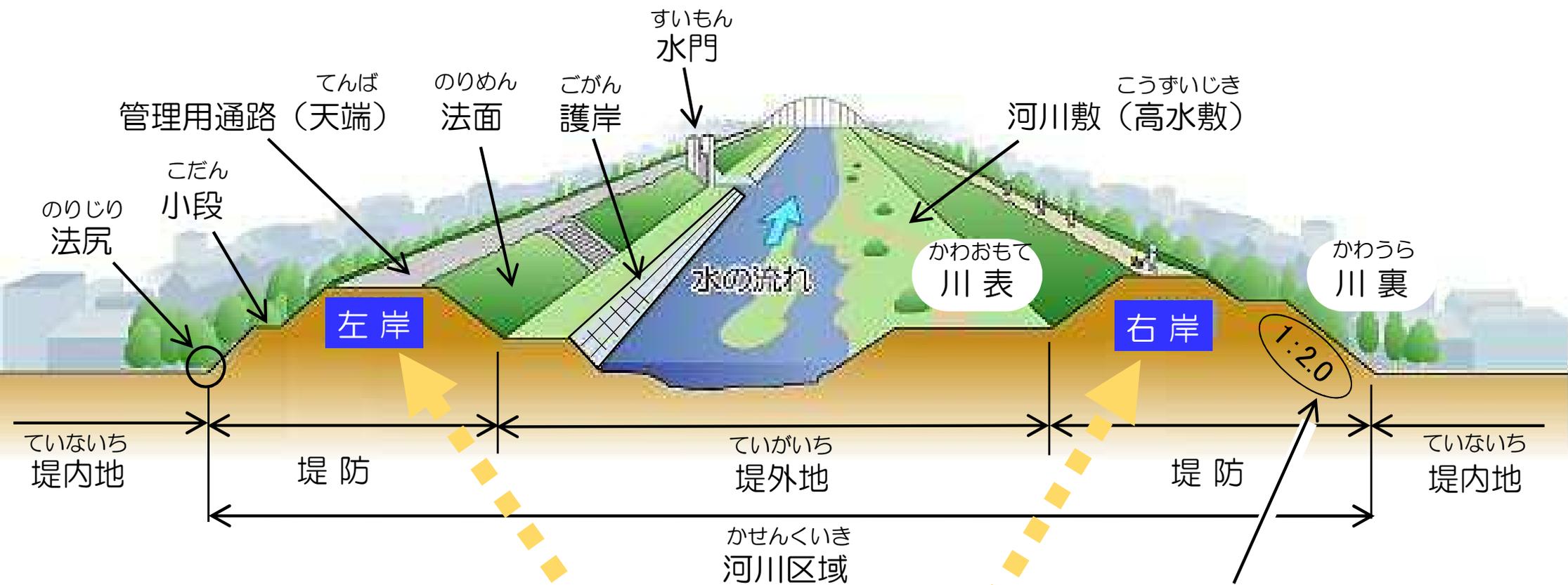
(出典: 国土交通省資料)

健康づくり と まちづくり は同じです
人も まち も生きています 成長します

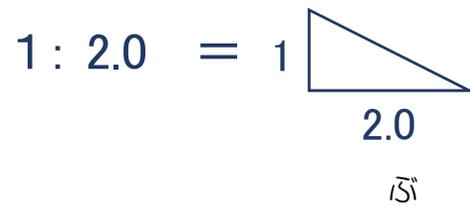
『何かをやったら終わり』ではありません
『これだけやればいい』というものでもありません
その時、その時で やるべきことは たくさんあります



すばらしい 人生、歴史 を歩みましょう！



法面の勾配（傾斜）を表します。
 たとえば、「1:2.0」というのは、
 鉛直方向に1m下がる（上がる）とき
 水平方向に2m進むということ、
 一般に「2割」の法勾配と読みます。



川が流れていく方向（下流）を向いて、
 右手側が「右岸」、左手側が「左岸」
 だよ！

【応用】「1:1.5」の場合は「1割5分」と読みます



①ゴミは持ち帰る
(ポイ捨て、不法投棄など)



②迷惑になるような騒音
(花火・大声等)を出さない



③自動車・バイクは、周辺道路
への違法駐車及び堤防への
乗り入れや駐車はしない



④バーベキューは直火で
しない



⑤犬の放し飼い、フンの放置
はしない



⑥ゴルフの練習は行わない



⑦ラジコン飛行機等の使用
をしない



⑧ 上記のほか、
他の利用者に迷惑を
及ぼす行為をしない

⑧ 上記ほか、他の利用者に
迷惑を及ぼす行為をしない

(出典: 国土交通省資料)



みんなでマナーを守り
楽しく安全に河川を
利用しましょう!